

令和4年2月

飯田市議会第1回定例会議案

## 令和4年飯田市議会第1回定例会議案目次

(2月24日提出分)

- |        |  |
|--------|--|
| 報告第4号  | 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）                |
| 議案第2号  | 監査委員の選任について                                  |
| 議案第3号  | 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて                 |
| 議案第4号  | 飯田市東野財産区管理委員の選任について                          |
| 議案第5号  | 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について              |
| 議案第6号  | 資金積立基金条例の一部を改正する条例の制定について                    |
| 議案第7号  | 飯田市中心間地域における地域振興住宅の運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第8号  | 飯田市市民協働サロン条例の一部を改正する条例の制定について                |
| 議案第9号  | 飯田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について                |
| 議案第10号 | 飯田市営住宅等条例の一部を改正する条例の制定について                   |
| 議案第11号 | 飯田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について            |
| 議案第12号 | 飯田市恒川史跡公園条例の制定について                           |
| 議案第13号 | 飯田市美術博物館条例の一部を改正する条例の制定について                  |
| 議案第14号 | 飯田市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について                   |
| 議案第15号 | 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について                     |
| 議案第16号 | 損害賠償の額を定めることについて                             |
| 議案第17号 | 公の施設の指定管理者の指定について（飯田市保健休養施設）                 |
| 議案第18号 | 市道路線の認定について                                  |
| 議案第19号 | 損害賠償の額を定めることについて                             |

議案第20号	令和3年度飯田市一般会計補正予算（第13号）案
議案第21号	令和3年度飯田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案
議案第22号	令和3年度飯田市介護保険特別会計補正予算（第2号）案
議案第23号	令和3年度飯田市病院事業会計補正予算（第3号）案
議案第24号	令和3年度飯田市各財産区会計補正予算（第2号）案
議案第25号	令和4年度飯田市一般会計予算（案）
議案第26号	令和4年度飯田市国民健康保険特別会計予算（案）
議案第27号	令和4年度飯田市後期高齢者医療特別会計予算（案）
議案第28号	令和4年度飯田市介護保険特別会計予算（案）
議案第29号	令和4年度飯田市地方卸売市場事業特別会計予算（案）
議案第30号	令和4年度飯田市駐車場事業特別会計予算（案）
議案第31号	令和4年度飯田市墓地事業特別会計予算（案）
議案第32号	令和4年度飯田市介護老人保健施設事業特別会計予算（案）
議案第33号	令和4年度飯田市ケーブルテレビ放送事業特別会計予算（案）
議案第34号	令和4年度飯田市病院事業会計予算（案）
議案第35号	令和4年度飯田市水道事業会計予算（案）
議案第36号	令和4年度飯田市下水道事業会計予算（案）
議案第37号	令和4年度飯田市各財産区会計予算（案）

## 報告第4号

## 専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年2月24日報告

飯田市長 佐藤 健

## 記

## 損害賠償の額を定めることについて

次の表のとおり道路管理の<sup>かし</sup>瑕疵による損害を賠償する。

専決番号	専決の日	相手方	事故の概要	損害賠償額
専決第2号	令和4年1月28日	飯田市内在住者	令和3年10月20日午後7時15分頃、飯田市上村程野山中の市道1-上村1号線において、走行していた相手方の軽乗用自動車は、当該市道中央にあった落石に乗り上げ、当該車両の下部を破損する損害を与えた。	194,500円
専決第3号	令和4年1月28日	飯田市内在住者	令和3年11月18日午後7時頃、飯田市上郷別府738番3付近の市道上郷181号線において、走行していた相手方の普通乗用自動車は、当該市道上にできた段差に接触し、当該車両の左側の前輪及び後輪のホイールを破損する損害を与えた。	71,049円

議案第2号1

議案第2号

## 監査委員の選任について

下記の者を、飯田市監査委員に選任したいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和4年2月24日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市内在住 吉田 賢二

議案第3号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を、人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和4年2月24日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市内在住 尾曾 幹男

飯田市内在住 古田 數馬

飯田市内在住 前島 園子

飯田市内在住 中村 京子

議案第4号

飯田市東野財産区管理委員の選任について

下記の者を、飯田市東野財産区管理委員に選任したいから、飯田市東野財産区管理会条例（昭和32年飯田市条例第51号）第3条の規定により、議会の同意を求める。

令和4年2月24日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市内在住 菅沼 雅治

議案第5号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和4年2月24日提出

飯田市長 佐藤 健

記

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）

職員の育児休業等に関する条例（平成4年飯田市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア(ア)を削り、同ア(イ)中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同ア(イ)を同ア(ア)とし、同ア(ウ)を同ア(イ)とする。

第19条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が規則で定める」に改め、同号ア及び同号イを削る。

第23条を第25条とし、第22条の次に次の2条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第23条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第24条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。



議案第6号

資金積立基金条例の一部を改正する条例の制定について

資金積立基金条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和4年2月24日提出

飯田市長 佐藤 健

記

資金積立基金条例の一部を改正する条例（案）

資金積立基金条例（昭和43年飯田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

9	駐車場事業基金	駐車場事業の健全な運営及び施設の整備充実を図る。	市債の償還及び駐車場施設の整備に要する費用の財源に充てる。
10	庁舎建設基金	飯田市役所庁舎の整備を図る。	飯田市役所庁舎の整備に要する費用の財源に充てる。

」

を

「

9	駐車場事業基金	駐車場事業の健全な運営及び施設の整備充実を図る。	市債の償還及び駐車場施設の整備に要する費用の財源に充てる。
---	---------	--------------------------	-------------------------------

」

に、

「

11	を	10	に改める。
12		11	
13		12	
14		13	
15		14	
16		15	
17		16	

」

議案第6号2

18

」

17

」

附 則

この条例は、令和4年3月31日から施行する。

## 議案第7号

## 飯田市中山間地域における地域振興住宅の運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市中山間地域における地域振興住宅の運営に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和4年2月24日提出

飯田市長 佐藤 健

## 記

## 飯田市中山間地域における地域振興住宅の運営に関する条例の一部を改正する条例（案）

第1条 飯田市中山間地域における地域振興住宅の運営に関する条例（平成22年飯田市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

南信濃樋口第1地域振興住宅	飯田市南信濃和田762番地
南信濃樋口第2地域振興住宅	飯田市南信濃和田762番地

第2条 飯田市中山間地域における地域振興住宅の運営に関する条例の一部を次のように改正する。

別表中

「

下久堅下虎岩第1地域振興住宅	飯田市下久堅下虎岩3031番地14
下久堅下虎岩第2地域振興住宅	飯田市下久堅下虎岩2933番地8

を

「

下久堅下虎岩第2地域振興住宅	飯田市下久堅下虎岩2933番地8
----------------	------------------

に、

「

上久堅馬場垣外第2地域振興住宅	飯田市上久堅3444番地3
上久堅馬場垣外第3地域振興住宅	飯田市上久堅3642番地20

を

「

上久堅馬場垣外第2地域振興住宅	飯田市上久堅3444番地3
-----------------	---------------

に、

「

三穂伊豆木第1地域振興住宅	飯田市伊豆木4068番地14
三穂伊豆木第2地域振興住宅	飯田市伊豆木5308番地1
三穂伊豆木第3地域振興住宅	飯田市伊豆木4817番地2

」

を

「

三穂伊豆木第1地域振興住宅	飯田市伊豆木4068番地14
---------------	----------------

」

に改める。

第3条 飯田市中心間地域における地域振興住宅の運営に関する条例の一部を次のように改正する。

別表中

「

千代毛呂窪第3地域振興住宅	飯田市千栄2052番地10
---------------	---------------

」

を

「

千代毛呂窪第3地域振興住宅	飯田市千栄2052番地10
千代毛呂窪第4地域振興住宅	飯田市千栄4366番地1

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和4年4月1日から、第3条の規定は公布の日から起算して6月を超えない範囲内において市長が規則で定める日から施行する。

議案第8号

飯田市市民協働サロン条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市市民協働サロン条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和4年2月24日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市市民協働サロン条例の一部を改正する条例（案）

飯田市市民協働サロン条例（平成27年飯田市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を削る。

第5条第1項中「次の各号のいずれかに該当」を「市民協働サロンの床面の一部又は全部を集  
会、上演、公演、展示等を行うことを目的として独占的に利用」に改め、同項各号を削る。

別表の1を削り、同表の2中「市民サロン」を「市民協働サロン」に改め、同表の2を同表の  
1とし、同表の3を同表の2とし、同表の4を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

## 議案第9号

## 飯田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和4年2月24日提出

飯田市長 佐藤 健

記

## 飯田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

飯田市国民健康保険税条例（昭和32年飯田市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「所得割額並びに」を「所得割額及び」に改める。

第3条の見出し中「所得割額」を「基礎課税額の所得割額」に改める。

第5条の見出し中「被保険者均等割額」を「基礎課税額の被保険者均等割額」に改める。

第5条の2の見出し中「世帯別平等割額」を「基礎課税額の世帯別平等割額」に改め、同条第1号中「第23条」を「第23条第1項」に改める。

第6条中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削る。

第13条第1項中「同条」を「その減額後」に改める。

第23条中「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に、「国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額」に、「国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額」に改め、同条に次の1項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 2,475円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 4,125円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 6,600円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 8,250円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,590円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,650円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 4,240円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 5,300円

第23条の2中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「総所得金額」を「総所得金額及び」に改め、「次号及び第3号において同じ。）」の次に「及び」を加える。

附則第2項中「第23条」を「第23条第1項」に、「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改める。

附則第3項中「第23条」を「第23条第1項」に改める。

附則第4項中「第23条」を「第23条第1項」に改め、「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附則第6項から第13項までの規定中「第23条」を「第23条第1項」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条の2第1号、第13条第1項、第23条及び第23条の2の改正規定（「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改める部分に限る。）並びに附則第2項から第4項まで及び第6項から第13項までの改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の飯田市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第10号

飯田市営住宅等条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市営住宅等条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和4年2月24日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市営住宅等条例の一部を改正する条例（案）

飯田市営住宅等条例（平成22年飯田市条例第17号）の一部を次のように改正する。  
別表第1中1の表大堤市営住宅の項の前に次のように加える。

西の原市営住宅	飯田市大休
---------	-------

附 則

この条例は、令和4年6月1日から施行する。



議案第11号

飯田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定  
について

飯田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和4年2月24日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）

飯田市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年飯田市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利については、なお従前の例による。

議案第12号

ごんが  
飯田市恒川史跡公園条例の制定について

飯田市恒川史跡公園条例を下記のとおり制定する。

令和4年2月24日提出

飯田市長 佐藤 健

記

ごんが  
飯田市恒川史跡公園条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき、恒川史跡公園（以下「史跡公園」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 史跡公園は、奈良時代及び平安時代に信濃国最南の「伊那郡」を統治していた役所の跡として文化財保護法第109条第1項の規定により国の史跡に指定された恒川<sup>かんが</sup>官衙遺跡を保存し、かつ、その活用を図り、市民の歴史資産に対する理解を深め、もって教育及び文化の向上並びに地域の振興に資するとともに学習及び交流の拠点とするため、飯田市座光寺4636番地に設置する。

（使用の許可）

第3条 史跡公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、教育委員会の許可（以下「使用許可」という。）を受けなければならない。

- (1) 物品の展示又は販売、募金その他これらに類する行為
- (2) 業として行う写真又は映画の撮影
- (3) 興行、競技会、展示会、宗教的行事又は特定の集会その他これらに類する催し
- (4) 前各号に掲げるもののほか、史跡公園の全部又は一部を占有する行為
- (5) 火気の使用

2 教育委員会は、使用許可に条件を付することができる。

3 使用許可による史跡公園を使用する権利は、譲渡し、貸与し、又は担保に供することができない。

4 第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）がその許可を受けた事項を変更しようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。

（使用の禁止又は制限）

第4条 教育委員会は、史跡公園の損壊その他の理由により、その使用が危険であると認められる場合又は史跡公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、史跡公園

を保全し、又はその使用者の危険を防止するため、区域を定めて史跡公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(使用許可の取消し等)

第5条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、史跡公園の使用許可を取り消し、又は使用の停止を命じることができる。

- (1) 使用許可に係る使用の目的に反して史跡公園を使用したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。
- (3) 第3条第2項の規定により付された条件、同条第4項の規定又は第11条の規定に違反したとき。
- (4) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (5) 第3条の規定に違反したとき、又はそのおそれがあるとき。
- (6) 前2号に掲げるもののほか、史跡公園の管理上不適當であるとき。

(使用料の納付)

第6条 使用者は、市長が発行する納付書により、史跡公園の使用料（以下「使用料」という。）を納めなければならない。

2 前項の規定による納付は、使用許可を受ける際に行わなければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(使用料の額)

第7条 使用料の額は、別表に定めるとおりとする。

(使用料の減免)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減免することができる。この場合において減免する額は、それぞれ当該各号に定める率を、使用料の額に乗じて得た額とする。

- (1) 飯田市の区域に住所を有し、かつ、公共的活動を目的とする団体であつて、市長が適當と認めたものが使用する場合 100分の100
- (2) 飯田市が共催する場合 100分の100
- (3) 飯田市が後援する場合 100分の50
- (4) その他市長が適當と認めた場合 市長が定める率

2 前項の規定により減免を受けようとする者は、教育委員会が規則で定めるところにより申請をしなければならない。

(使用料の還付)

第9条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責めによらない事由により史跡公園が使用できなくなったとき。
- (2) 使用者が使用しようとする日の5日前までに当該許可の取消しを申し出たことにより当該使用許可が取り消された場合において、市長が相当の理由があると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(原状回復義務等)

第10条 史跡公園に入場した者又は使用者（以下「入場者等」という。）は、史跡公園の使用が終了したとき、又は第5条の規定により史跡公園の使用を取り消され、若しくは史跡公園の使用の停止を命じられたときは、直ちに、入場者等の負担により史跡公園を使用前の状態に復さなければならない。

2 入場者等は、その責めに帰すべき事由により公園施設を汚損し、毀損し、又は滅失したとき

は、教育委員会が指示するところにより、入場者等の負担により公園施設を原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

(遵守事項)

第11条 入場者等は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 史跡公園に所在する建物、敷地、設備又は備品（次条において「公園施設」という。）を汚損し、毀損し、又は滅失しないこと。
- (2) 史跡公園において、他者の使用の妨げになる行為をしないこと。
- (3) 竹木を伐採し、植物を採取し、又は損傷しないこと。
- (4) 土地の形質を変更しないこと。
- (5) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷しないこと。
- (6) 立入禁止区域に立ち入らないこと。
- (7) 所定の場所以外へ車両等を乗り入れ、又は停めないこと。
- (8) 史跡公園をその用途以外に使用すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が行う史跡公園の管理のための指示に従うこと。

(補則)

第12条 この条例に定めるもののほか、史跡公園の管理及びこの条例の施行について必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

行為の区分	使用料
物品の展示又は販売、募金その他これらに類する行為	1日当たり占有面積1平方メートルにつき 28円
業として行う写真又は映画の撮影	1月当たり占有面積1平方メートルにつき 280円
興行、競技会、展示会、宗教的行事又は特定の集会その他これらに類する催し	1日当たり占有面積1平方メートルにつき 65円
その他史跡公園の全部又は一部を占有する行為	1日当たり占有面積1平方メートルにつき 32円

## 議案第13号

## 飯田市美術博物館条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市美術博物館条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和4年2月24日提出

飯田市長 佐藤 健

## 記

## 飯田市美術博物館条例の一部を改正する条例（案）

飯田市美術博物館条例（昭和62年飯田市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表及び別表第1の1の表中「飯田市上郷考古博物館」を「飯田市考古博物館」に改める。

別表第2中

飯田市上郷考古博物館		を	飯田市考古博物館		に改める。
特別展示室	会議室		多目的室		
750円	400円		400円		
1,500円	750円		750円		

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

## 議案第14号

## 飯田市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市立図書館条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和4年2月24日提出

飯田市長 佐藤 健

## 記

## 飯田市立図書館条例の一部を改正する条例（案）

飯田市立図書館条例（平成5年飯田市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号の表に次のように加える。

飯田市立中央図書館飯田駅前分室	飯田市東和町2丁目35番地
-----------------	---------------

第3条を次のように改める。

（図書館の開館時間及び休館日）

第3条 図書館（分館を除く。次項において同じ。）の開館時間は、次の各号に掲げる図書館の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間とする。ただし、飯田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、必要があると認めるときは、臨時に開館時間を変更することができる。

(1) 飯田市立中央図書館 午前9時30分から午後6時まで。ただし、木曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に該当する場合を除く。）については午前9時30分から午後8時までとする。

(2) 飯田市立中央図書館飯田駅前分室 午前8時30分から午後10時まで

(3) 地域図書館 午前10時から午後6時まで

2 図書館の休館日は、次の各号に掲げる図書館の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日とする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、臨時に休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(1) 飯田市立中央図書館 月曜日及び毎月第4金曜日並びに12月28日から翌年の1月4日まで

(2) 飯田市立中央図書館飯田駅前分室 12月29日から翌年の1月3日まで

(3) 地域図書館 休日、月曜日及び毎月第4金曜日並びに12月28日から翌年の1月4日まで

## 附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において、市長が規則で定める日から施行する。

議案第15号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり策定したいから、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年2月24日提出

飯田市長 佐藤 健

(別紙)

## 総合整備計画書(案)

長野県飯田市上村 <sup>しもぐり</sup>下栗辺地  
(辺地の人口 85人 面積 21.3km<sup>2</sup>)

### 1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 上村
- (2) 地域の中心の位置 飯田市上村下栗1151番地
- (3) 辺地度数 174点

### 2 公共的施設の整備を必要とする事情

下栗辺地は、市中心部から東端に位置し、その中心地は市役所から約30km離れた場所にあり、南は飯田市南信濃地区と境を接している。面積の大半は山林原野であり、急斜面に僅かな耕地と人家が点在している地域である。

古くは農林業が主な産業であったが、現在は林業等の衰退が進んでおり、その担い手は主に高齢者である。若年層は市中心部の企業等へ片道約1時間かけて通勤している。

南アルプスを眼前にした雄大な眺望や急傾斜地に耕地が広がる景観を目当てに県外からも多くの観光客が訪れるが、地区内の道路は地域住民の生活道路としても十分に整備されているとは言えない状況にある。このことから、市内の他地域と比較して日常生活や産業振興を支える道路環境は低い整備水準にあるといえる。

市道上村25号線及び150号線は、下栗辺地の重要な生活道路であり、上村3号線を経由し、上村自治振興センター及び上村小学校等の公共施設が集中する地域の中心部へアクセスする道路である。山間地を通る路線であるため狭あいカーブが多く、地区住民のみならず観光客等の車両が脱輪するなどの事象が頻繁に発生しているため、当路線の改良を行うことにより、地域の中心部及び他地区への通行の安全を確保し、利用者の利便性の向上を図る。

### 3 公共的施設の整備計画

令和4年度から令和6年度まで 3年間

(単位：千円)

施設名	事業主体	区分			
		事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
市道上村25号線	飯田市	30,000		30,000	30,000
市道上村150号線	飯田市	10,000		10,000	10,000
合計		40,000		40,000	40,000



議案第16号

損害賠償の額を定めることについて

下記のとおり、自動車事故による損害を賠償するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年2月24日提出

飯田市長 佐藤 健

記

1 相手方 飯田市内在住者

2 事故の概要

令和3年12月16日午後4時5分頃、飯田市鼎中平1961番地の飯田市鼎福祉企業センター敷地内の駐車場において、飯田市所有の普通貨物自動車は方向転換をしようとした際、当該車両の後方に駐車していた相手方の普通乗用自動車の右側面に接触し、相手方に損害を与えた。

3 損害賠償額 390,126円

議案第17号

公の施設の指定管理者の指定について（飯田市保健休養施設）

下記のとおり、公の施設の指定管理者の指定をしたいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年2月24日提出

飯田市長 佐藤 健

記

- 1 公の施設の名称  
飯田市保健休養施設
- 2 指定する団体の名称  
飯田高原保健休養地管理組合
- 3 指定の期間  
令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

## 議案第18号

## 市道路線の認定について

下記の路線を市道に認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年2月24日提出

飯田市長 佐藤 健

## 記

整理 番号	路線名	起 点			重要な経過地
		終 点			
1	松尾353号線	飯田市松尾上溝	3239 番	2 地先から	
		飯田市松尾上溝	6291 番	7 地先まで	
2	伊賀良617号線	飯田市大瀬木	826 番	2 地先から	
		飯田市大瀬木	825 番	地先まで	

議案第19号

損害賠償の額を定めることについて

下記のとおり、施設管理の瑕疵<sup>かし</sup>による損害を賠償するため、飯田市水道事業の設置等に関する条例（平成5年飯田市条例第82号）第7条の規定により、議会の議決を求める。

令和4年2月24日提出

飯田市長 佐藤 健

記

1 相手方 飯田市内在住者

2 事故の概要

令和3年12月6日午後1時30分頃、飯田市銀座2丁目11番付近の市道通り町主税町線に埋設されている水道管からの漏水により、相手方が所有する店舗の施設及び設備に損害を与えた。

3 損害賠償額 977,680円

## 令和3年度飯田市一般会計補正予算（第13号）案

令和3年度飯田市の一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,627,130千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55,842,112千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和4年2月24日提出

飯田市長 佐藤 健

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
10 地方交付税	1 地方交付税
14 国庫支出金	1 国庫負担金 2 国庫補助金
15 県支出金	1 県負担金 2 県補助金
16 財産収入	1 財産運用収入
17 寄附金	1 寄附金
18 繰入金	2 基金繰入金
20 諸収入	4 受託事業収入 5 雑入
21 市債	1 市債
歳入合計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
11,821,198	818,752	12,639,950
11,821,198	818,752	12,639,950
10,462,000	△63,495	10,398,505
5,158,042	43,829	5,201,871
5,286,608	△107,324	5,179,284
3,636,377	18,526	3,654,903
1,955,245	30,160	1,985,405
1,355,276	△11,634	1,343,642
393,785	0	393,785
46,719	0	46,719
467,601	5,955	473,556
467,601	5,955	473,556
1,274,437	1,831,618	3,106,055
1,226,001	1,831,618	3,057,619
2,417,238	16,774	2,434,012
179,842	△14,470	165,372
661,842	31,244	693,086
5,177,600	△1,000	5,176,600
5,177,600	△1,000	5,176,600
53,214,982	2,627,130	55,842,112

歳 出

款	項
2 総務費	
	1 総務管理費
	3 戸籍住民基本台帳費
3 民生費	
	1 社会福祉費
	2 児童福祉費
4 衛生費	
	1 保健衛生費
5 労働費	
	1 労働諸費
6 農林水産業費	
	1 農業費
	2 林業費
7 商工費	
	1 商工費
8 土木費	
	2 道路橋りょう費
	4 都市計画費
	5 住宅費
9 消防費	
	1 消防費
10 教育費	
	1 教育総務費
	2 小学校費
	3 中学校費
	5 社会教育費
	6 保健体育費



(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
5,957,022	198,423	6,155,445
5,113,053	193,382	5,306,435
147,905	5,041	152,946
19,167,433	△15,057	19,152,376
8,794,501	△3,538	8,790,963
9,355,496	△11,519	9,343,977
5,259,217	143,736	5,402,953
4,181,427	143,736	4,325,163
236,337	1,140	237,477
236,337	1,140	237,477
1,171,777	49,390	1,221,167
760,906	6,031	766,937
410,871	43,359	454,230
3,667,395	△927	3,666,468
3,667,395	△927	3,666,468
4,877,819	△95,489	4,782,330
2,232,314	△86,350	2,145,964
1,902,650	41,839	1,944,489
436,394	△50,978	385,416
1,540,818	10,840	1,551,658
1,540,818	10,840	1,551,658
4,810,877	31,761	4,842,638
529,309	1,600	530,909
955,348	21,600	976,948
1,092,645	11,250	1,103,895
1,569,779	△5,026	1,564,753
663,796	2,337	666,133

款	項
13 諸支出金	1 積立金
歳 出 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
211,788	2,303,313	2,515,101
211,788	2,303,313	2,515,101
53,214,982	2,627,130	55,842,112

第2表 繰越明許費補正

1 追加

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	地域振興住宅整備事業	千円 20,492
		情報管理事業	2,716
		情報セキュリティ対策事業	35,756
		リニア推進事業	20,821
		リニア駅周辺整備事業	233,093
		リニア代替地整備事業	250,308
	3 戸籍住民基本台帳費	社会保障・税番号制度事業	4,400
3 民生費	1 社会福祉費	ふれあいの郷管理運営事業	473
		障害者グループホーム等整備事業	6,080
		老人福祉一般経費	8,371
		介護医療院整備補助事業	248,640
	2 児童福祉費	民間保育所等施設整備事業	117,915
5 労働費	1 労働諸費	勤労者福祉センター管理事業	1,140
6 農林水産業費	1 農業費	意欲ある農業者支援事業	32,497
		国土保全特別対策事業	26,884
	2 林業費	林道開設事業	36,004
		林道改良事業（補助）	66,323
7 商工費	1 商工費	まちなかインフォメーションセンター管理事業	11,103
		観光施設整備事業	27,402
		名勝天龍峡整備事業	4,140

款	項	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋りょう費	除雪事業	7,790
		防災・安全交付金事業（道路整備）	50,000
		防災対策避難路整備事業	12,000
		生活関連道路整備事業	4,400
		国県道対策関連道路改良事業	7,797
		県道関連事業	7,446
		橋りょう耐震整備事業	20,677
	3 河川費	河川自然災害防止事業	26,620
		排水路整備事業	2,000
9 消防費	1 消防費	住宅倒壊防止対策事業	1,000
10 教育費	2 小学校費	小学校教育振興事業	21,600
	3 中学校費	中学校教育振興事業	11,250
	5 社会教育費	公民館改修事業	12,077
11 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	現年発生農地補助災害復旧事業	6,952
		現年発生農業施設等単独災害復旧事業	21,505
	2 公共土木施設災害復旧費	現年発生土木施設単独災害復旧事業	10,696

## 2 変 更

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
8 土木費	2 道路橋りょう費	防災・安全交付金事業（通学路安全対策）	千円 200,000	千円 220,000
		社会資本整備総合交付金事業（道路整備）	88,000	247,500
		道路メンテナンス事業	6,000	44,000
	4 都市計画費	都市公園長寿命化対策事業	18,000	33,400
10 教育費	5 社会教育費	文化会館管理事業	346	12,446
11 災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	現年発生土木施設補助災害復旧事業	31,669	105,912

第3表 債務負担行為補正

### 1 変 更

事 項	補正前の限度額	補正後の限度額
過年発生土木施設補助災害復旧事業	千円 367,800	千円 435,000

第4表 地方債補正

### 1 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
過疎地域自立促進基金債	千円 9,200	普通貸借 又は 証券発行	4.5%以内 (ただし、利率見直し方式については、当該見直し後の利率)	政府資金及び地方公共団体金融機構資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協議する。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借換えすることができる。

## 2 変 更

起 債 の 目 的	補正前の限度額	補正後の限度額
自治振興事業費	千円 23,500	千円 24,400
林道事業費	50,800	80,300
産業用地整備事業費	25,500	23,200
道路橋りょう整備事業費	631,300	587,900
街路事業費	86,600	124,000
公営住宅整備事業費	134,000	101,700
計	5,177,600	5,176,600





歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税	11,821,198	818,752	12,639,950
14 国庫支出金	10,462,000	△63,495	10,398,505
15 県支出金	3,636,377	18,526	3,654,903
16 財産収入	393,785	0	393,785
17 寄附金	467,601	5,955	473,556
18 繰入金	1,274,437	1,831,618	3,106,055
20 諸収入	2,417,238	16,774	2,434,012
21 市債	5,177,600	△1,000	5,176,600
歳入合計	53,214,982	2,627,130	55,842,112

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	5,957,022	198,423	6,155,445
3 民生費	19,167,433	△15,057	19,152,376
4 衛生費	5,259,217	143,736	5,402,953
5 労働費	236,337	1,140	237,477
6 農林水産業費	1,171,777	49,390	1,221,167
7 商工費	3,667,395	△927	3,666,468
8 土木費	4,877,819	△95,489	4,782,330
9 消防費	1,540,818	10,840	1,551,658
10 教育費	4,810,877	31,761	4,842,638
13 諸支出金	211,788	2,303,313	2,515,101
歳出合計	53,214,982	2,627,130	55,842,112

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5,041	900	△8,610	201,092
△39,015		30	23,928
34,798			108,938
			1,140
30,434	29,500	△14,470	3,926
	△2,300	200	1,173
△85,682	△38,300		28,493
		277	10,563
9,455			22,306
	9,200	1,847,076	447,037
△44,969	△1,000	1,824,503	848,596

## 2 歳 入

(款) 10 地方交付税

(項) 1 地方交付税

款 項 目	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税	11,821,198	818,752	12,639,950
1 地方交付税	11,821,198	818,752	12,639,950
1 地方交付税	11,821,198	818,752	12,639,950
14 国庫支出金	10,462,000	△63,495	10,398,505
1 国庫負担金	5,158,042	43,829	5,201,871
3 民生費国庫負担金	4,533,586	26,128	4,559,714
4 衛生費国庫負担金	168,028	17,701	185,729
2 国庫補助金	5,286,608	△107,324	5,179,284
2 総務費国庫補助金	1,016,573	△1,929	1,014,644
3 民生費国庫補助金	3,077,704	△36,138	3,041,566
8 土木費国庫補助金	706,376	△85,682	620,694
10 教育費国庫補助金	58,053	16,425	74,478
15 県支出金	3,636,377	18,526	3,654,903
1 県負担金	1,955,245	30,160	1,985,405
3 民生費県負担金	1,746,906	13,063	1,759,969

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 地方交付税	818,752	普通交付税 601,320 特別交付税 217,432
3 障害者福祉費負担金	25,771	障害者自立支援給付費負担金 25,771
25 民間保育所費負担金	357	民間保育所負担金 357
1 保健衛生総務費負担金	17,701	保険基盤安定負担金 17,701
9 企画費補助金	△6,970	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 △6,970
32 住民記録費補助金	5,041	個人番号カード交付事業費補助金 641 社会保障・税番号制度システム整備費補助金 4,400
9 重層的支援体制整備事業費補助金	412	重層的支援体制整備事業交付金 412
13 子育て世帯生活支援特別給付金給付費補助金	△36,550	子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）事業費補助金 △36,550
23 道路新設改良費補助金	△81,339	社会資本整備総合交付金（道路整備） △22,483 防災・安全交付金（道路事業） △58,856
24 橋りょう維持費補助金	14,300	道路メンテナンス事業補助金 14,300
41 都市計画総務費補助金	120	社会資本整備総合交付金（宅地耐震化推進事業） 120
53 住宅建設費補助金	△18,763	社会資本整備総合交付金（地域住宅支援） △18,763
22 小学校教育振興費補助金	10,800	学校保健特別対策事業費補助金 10,800
32 中学校教育振興費補助金	5,625	学校保健特別対策事業費補助金 5,625
3 障害福祉費負担金	12,885	障害者自立支援給付費負担金 12,885

## (款) 15 県支出金

## (項) 1 県負担金

款 項 目			補正前の額	補正額	計
15	1	3			
		4 衛生費県負担金	208,339	17,097	225,436
	2 県補助金		1,355,276	△11,634	1,343,642
	3 民生費県補助金		749,033	△42,068	706,965
	6 農林水産業費県補助金		260,426	30,434	290,860
16 財産収入			393,785	0	393,785
1 財産運用収入			46,719	0	46,719
3 基金運用収入			31,975	0	31,975
17 寄附金			467,601	5,955	473,556
1 寄附金			467,601	5,955	473,556
3 民生費寄附金			18	478	496
7 商工費寄附金			3,700	200	3,900
9 消防費寄附金			30	277	307
10 教育費寄附金			131,853	5,000	136,853

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
25 民間保育所費負担金	178	民間保育所負担金	178
1 保健衛生総務費負担金	17,097	保険基盤安定負担金	17,097
4 老人福祉費補助金	△56,791	地域医療介護総合確保基金補助金	△56,791
9 重層的支援体制整備事業費補助金	412	重層的支援体制整備事業交付金	412
25 民間保育所費補助金	14,311	保育所等処遇改善臨時特例交付金	14,311
4 農業振興費補助金	2,497	担い手確保・経営強化支援事業補助金	32,497
		信州農業6次産業化推進事業補助金	△30,000
22 林業振興費補助金	27,937	林道開設事業補助金	17,503
		民有林林道改良事業補助金	10,434
2 基金利子	0	公共施設等整備基金利子	4,947
		庁舎建設基金利子	△4,947
1 社会福祉総務費寄附金	448	社会福祉施設整備基金寄附金	448
		飯田ロータリークラブから	100
		飯田東ロータリークラブから	100
		飯田南ロータリークラブから	100
		国際ソロプチミスト飯田から	100
		伊坪グループ竜生会から	48
24 発達支援センター費寄附金	30	療育事業寄附金	30
		柏心寺「華頂婦人会」から	30
5 工業振興費寄附金	200	工業振興寄附金	200
		中島特殊鋼株式会社から	100
		三洋工具株式会社から	100
5 災害対策費寄附金	277	災害対策寄附金	277
		シルクホテルから	277
62 社会体育施設費寄附金	5,000	社会体育施設整備寄附金	5,000
		松尾地区まちづくり委員会から	5,000

## (款) 18 繰入金

## (項) 2 基金繰入金

款 項 目	補正前の額	補正額	計
18 繰入金	1,274,437	1,831,618	3,106,055
2 基金繰入金	1,226,001	1,831,618	3,057,619
1 基金繰入金	1,226,001	1,831,618	3,057,619
20 諸収入	2,417,238	16,774	2,434,012
4 受託事業収入	179,842	△14,470	165,372
6 農林水産業費受託事業収入	22,638	△14,470	8,168
5 雑入	661,842	31,244	693,086
1 雑入	661,842	31,244	693,086
21 市債	5,177,600	△1,000	5,176,600
1 市債	5,177,600	△1,000	5,176,600
2 総務債	336,100	900	337,000
6 農林水産業債	120,100	29,500	149,600
7 商工債	230,000	△2,300	227,700
8 土木債	955,900	△38,300	917,600
19 過疎地域自立促進基金債	0	9,200	9,200
歳 入 合 計	53,214,982	2,627,130	55,842,112



(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 特定目的基金繰入金	1,831,618	庁舎建設基金繰入金 1,841,628 リニア中央新幹線飯田駅整備推進基金繰入金 △10,010
22 林業振興費受託事業収入	△14,470	分収造林受託事業収入 △14,470
2 総務費雑入	31,244	コミュニティ助成事業補助金 1,400 縣市町村振興協会市町村交付金 29,844
5 自治振興事業債	900	地域活性化事業債 900
22 林業振興債	29,500	公共事業等債（補正予算分） 29,500
5 工業振興事業債	△2,300	地方道路等整備事業債 △2,300
23 道路新設改良事業債	△55,100	自然災害防止事業債 △200 公共事業等債 △160,000 公共事業等債（補正予算分） 79,900 緊急自然災害防止対策事業債 200 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債 25,000
24 橋りょう維持事業債	11,700	公共事業等債（補正予算分） 11,700
43 街路事業債	37,400	公共事業等債 37,400
53 住宅建設債	△32,300	公営住宅建設事業債 △32,300
1 過疎地域自立促進基金債	9,200	過疎対策事業債 9,200

### 3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総務費	5,957,022	198,423	6,155,445	5,041	900	△8,610	201,092
1 総務管理費	5,113,053	193,382	5,306,435		900	△8,610	201,092
1 総務管理費	1,972,334	201,000	2,173,334				201,000
5 自治振興費	305,493	2,392	307,885		900	1,400	92
						1,400	0
				(諸)コミュニティ助成事業補助金		1,400	
					900		92
				(市)地域活性化事業債		900	
17 リニア推進事業費	1,381,098	△10,010	1,371,088			△10,010	0
						△10,010	0
				(繰)リニア中央新幹線飯田駅整備推進基金繰入金		△10,010	
3 戸籍住民基本台帳費	147,905	5,041	152,946	5,041			0
2 住民記録費	47,070	5,041	52,111	5,041			0
				141			0
				(国)個人番号カード交付事業費補助金		141	
				4,900			0
				(国)個人番号カード交付事業費補助金		500	
				(国)社会保障・税番号制度システム整備費補助金		4,400	
3 民生費	19,167,433	△15,057	19,152,376	△39,015		30	23,928
1 社会福祉費	8,794,501	△3,538	8,790,963	△17,311			13,773
1 社会福祉総務費	257,816	473	258,289				473

(単位：千円)

節		説明	金額
区分	金額		
3 職員手当等	201,000	01人件費 01人件費 3 職員手当等 退職手当	201,000 201,000 201,000 201,000
14 工事請負費	992	10自治振興一般経費 04コミュニティ助成事業費	1,400 1,400
18 負担金補助及び交付金	1,400	18 負担金補助及び交付金 コミュニティ助成事業補助金	1,400 1,400
12 委託料	△10,010	10リニア推進事業費 05リニア駅周辺整備事業費 12 委託料 リニア駅周辺整備関連業務等委託料	△10,010 △10,010 △10,010 △10,010
1 報酬	136	01人件費 03会計年度任用職員人件費	141 141
8 旅費	5	1 報酬 報酬(パートタイム)	136 136
11 役務費	500	8 旅費 費用弁償(パートタイム)	5 5
12 委託料	4,400	10住民記録費 04社会保障・税番号制度事業費 11 役務費 通信運搬費 12 委託料 システム改修業務委託料	4,900 4,900 500 500 4,400 4,400

## (款) 3 民生費

## (項) 1 社会福祉費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
						特定財源			
						国県支出金	地方債	その他	
3	1	1							473
		3 障害者福祉費	2,260,612	51,542	2,312,154	38,656			12,886
						38,656			12,886
						(国)障害者自立支援給付費負担金	25,771		
						(県)障害者自立支援給付費負担金	12,885		
		4 老人福祉費	2,753,427	△56,791	2,696,636	△56,791			0
						△56,791			0
						(県)地域医療介護総合確保基金補助金	△56,791		
		9 重層的支援体制整備事業費	404,270	1,238	405,508	824			414
						824			414
						(国)重層的支援体制整備事業交付金	412		
						(県)重層的支援体制整備事業交付金	412		
		2 児童福祉費	9,355,496	△11,519	9,343,977	△21,704		30	10,155
		1 児童福祉総務費	94,666	8,760	103,426	130			8,630
						130			8,630
				(県)保育所等処遇改善臨時特例交付金	130				
4 発達支援センター費	171,718	30	171,748			30	0		
						30	0		
				(寄)療育事業寄附金	30				
5 民間保育所費	3,262,858	16,241	3,279,099	14,716			1,525		
				14,518			1,525		
				(国)民間保育所負担金	357				
				(県)民間保育所負担金	178				

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
10 需用費	473	15ふれあいの郷管理運営費 01ふれあいの郷管理運営費 10 需用費 修繕料	473 473 473 473
19 扶助費	51,542	44総合支援介護給付事業費 01総合支援介護給付事業費 19 扶助費 生活介護給付費 入所施設夜間ケア給付費	51,542 51,542 51,542 33,754 17,788
18 負担金補助及び交付金	△56,791	10老人福祉一般経費 21介護医療院整備補助事業費 18 負担金補助及び交付金 施設開設準備経費補助金 介護医療院整備事業補助金	△56,791 △56,791 △56,791 △4,161 △52,630
18 負担金補助及び交付金	1,238	13地域づくりに向けた支援事業費 02地域子育て支援拠点事業費 18 負担金補助及び交付金 地域子育て支援拠点事業補助金	1,238 1,238 1,238 1,238
10 需用費	30	10児童福祉一般経費 01児童福祉一般経費	8,760 8,760
17 備品購入費	100	10 需用費 消耗品費	30 30
22 償還金利子及び割引料	8,630	17 備品購入費 事務用備品購入費 22 償還金利子及び割引料 過年度国庫支出金精算返還金	100 100 8,630 8,630
17 備品購入費	30	11発達支援センター事業費 01発達支援センター事業費 17 備品購入費 事業用備品購入費	30 30 30 30
18 負担金補助及び交付金	16,241	10民間保育所等運営費 01民間保育所等運営費 18 負担金補助及び交付金 登園自粛要請等協力家庭返還金負担金	16,043 16,043 16,043 2,060

## (款) 3 民生費

## (項) 2 児童福祉費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	
						特定財源				
						国県支出金	地方債	その他		
3	2	5				(県)保育所等処遇改善臨時特例交付金			13,983	0
						198				
	(県)保育所等処遇改善臨時特例交付金					198				
	13	子育て世帯生活支援特別給付金給付費				170,388	△36,550	133,838	△36,550	
						△36,550			0	
						(国)子育て世帯生活支援特別給付金給付事業(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)事業費補助金			△36,550	
4	衛生費		5,259,217	143,736	5,402,953	34,798				108,938
	1 保健衛生費		4,181,427	143,736	4,325,163	34,798				108,938
	1 保健衛生総務費		3,102,417	141,786	3,244,203	34,798				106,988
										27,600
										4,500
										6,071
						34,798				12,095
						(国)保険基盤安定負担金			17,701	
						(県)保険基盤安定負担金			17,097	

(単位：千円)

節		説明	金額
区分	金額		
		民間保育所等保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例 交付金	13,983
		11民間保育所等特別保育事業費	198
		04地域活動事業費	198
		18 負担金補助及び交付金 放課後児童支援員等処遇改善臨時特例交付金	198
18 負担金補助及び交付金	△36,550	11子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）	△36,550
		01子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）	△36,550
		18 負担金補助及び交付金 子育て世帯生活支援特別給付金	△36,550 △36,550
2 給料	16,000	01人件費	32,100
		01人件費	27,600
3 職員手当等	10,100	2 給料	16,000
		一般職給	16,000
4 共済費	6,000	3 職員手当等	5,600
		扶養手当	200
14 工事請負費	4,538	通勤手当	200
		時間外勤務手当	5,000
18 負担金補助及び交付金	70,122	児童手当	200
		4 共済費	6,000
		市町村共済負担金	6,000
21 補償補填及び賠償金	1,533	02保健施設人件費	4,500
		3 職員手当等	4,500
23 投資及び出資金	△13,400	時間外勤務手当	4,500
27 繰出金	46,893	12保健施設管理費	6,071
		01保健施設管理費	6,071
		14 工事請負費	4,538
		施設改修工事費	4,538
		21 補償補填及び賠償金	1,533
		臨時休業等補償費	1,533
		19国民健康保険特別会計繰出金	46,893
		01国民健康保険特別会計繰出金	46,893
		27 繰出金	46,893
		事業勘定繰出金	46,893

## (款) 4 衛生費

## (項) 1 保健衛生費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
						特定財源			
						国県支出金	地方債	その他	
4	1	1							56,722
		2 母子保健事業費	351,233	1,050	352,283				1,050
									543
									507
		4 環境衛生費	58,635	900	59,535				900
									800
									100
		5 労働費	236,337	1,140	237,477				1,140
			1 労働諸費	236,337	1,140	237,477			
		2 労働福祉施設費	21,186	1,140	22,326			1,140	
								1,140	
6 農林水産業費	1,171,777	49,390	1,221,167	30,434	29,500	△14,470	3,926		
	1 農業費	760,906	6,031	766,937	2,497			3,534	
		1 農業委員会費	37,840	2,868	40,708			2,868	
								2,868	
		4 農業振興費	150,842	2,497	153,339	2,497		0	



(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
		20病院事業会計負担金	56,722
		01病院事業会計負担金	56,722
		18 負担金補助及び交付金	70,122
		病院事業負担金	70,122
		23 投資及び出資金	△13,400
		出資金	△13,400
22 償還金利子及び割引料	1,050	11乳幼児保健事業費	543
		03産後サポート事業費	543
		22 償還金利子及び割引料	543
		過年度国庫支出金精算返還金	543
		12妊産婦健診事業費	507
		01妊婦健診事業費	507
		22 償還金利子及び割引料	507
		過年度国庫支出金精算返還金	507
10 需用費	800	10斎苑管理費	800
		01斎苑管理費	800
		10 需用費	800
		燃料費	800
18 負担金補助及び交付金	100	13畜犬事業費	100
		01畜犬事業費	100
		18 負担金補助及び交付金	100
		猫の繁殖制限事業補助金	100
14 工事請負費	1,140	10勤労者福祉センター管理費	1,140
		01勤労者福祉センター管理費	1,140
		14 工事請負費	1,140
		施設改修工事費	1,140
18 負担金補助及び交付金	2,868	20農地流動化促進事業費	2,868
		01農地流動化促進事業費	2,868
		18 負担金補助及び交付金	2,868
		農地流動化促進事業補助金	2,868

(款) 6 農林水産業費  
(項) 1 農業費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
6 1 4				△30,000			0
				(県)信州農業6次産業化 推進事業補助金		△30,000	0
				32,497			0
				(県)担い手確保・経営強 化支援事業補助金		32,497	
9 国土調査事業費	42,070	666	42,736				666
							666
2 林業費	410,871	43,359	454,230	27,937	29,500	△14,470	392
2 林業振興費	305,755	43,359	349,114	27,937	29,500	△14,470	392
				17,503	18,500		1
				(県)林道開設事業補助金		17,503	
				(市)公共事業等債(補正 予算分)		18,500	
				10,434	11,000		391
				(県)民有林林道改良事業 補助金		10,434	
				(市)公共事業等債(補正 予算分)		11,000	
						△14,470	0
				(諸)分取造林受託事業収 入		△14,470	
7 商工費	3,667,395	△927	3,666,468		△2,300	200	1,173
1 商工費	3,667,395	△927	3,666,468		△2,300	200	1,173
4 観光費	454,449	14,806	469,255				14,806
							11,594

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
18 負担金補助及び交付金	2,497	37 6次産業化推進事業費 01 6次産業化推進事業費 18 負担金補助及び交付金 信州農業6次産業化推進事業補助金	△30,000 △30,000 △30,000 △30,000
		38 意欲ある農業者支援事業費 01 意欲ある農業者支援事業費 18 負担金補助及び交付金 担い手確保・経営強化支援事業交付金	32,497 32,497 32,497 32,497
12 委託料	666	11 国土調査事業費(単独) 01 国土調査事業費(単独) 12 委託料 調査測量業務委託料	666 666 666 666
10 需用費	650	19 林道開設事業費 01 林道開設事業費	36,004 36,004
12 委託料	△12,071	12 委託料 測量委託料 立木伐採業務委託料	1,684 1,202 482
14 工事請負費	54,780	14 工事請負費 林道開設工事費	34,320 34,320
		21 林道改良事業費(補助) 01 林道改良事業費(補助) 10 需用費 消耗品費 12 委託料 測量調査等業務委託料 14 工事請負費 林道改良工事費	21,825 21,825 650 650 715 715 20,460 20,460
		29 分収造林事業費 03 分収造林事業費 12 委託料 分収造林委託料	△14,470 △14,470 △14,470 △14,470
12 委託料	3,212	11 観光施設整備事業費 01 観光施設整備事業費	11,594 11,594
14 工事請負費	11,594	14 工事請負費 施設解体工事費	11,594 11,594
		20 遠山郷観光振興費	3,212

(款) 7 商工費  
(項) 1 商工費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
7 1 4							3,212
5 工業振興費	407,743	△15,733	392,010		△2,300	200	△13,633
						200	0
				(寄)工業振興寄附金		200	
					△2,300		△13,633
				(市)地方道路等整備事業債		△2,300	
8 土木費	4,877,819	△95,489	4,782,330	△85,682	△38,300		28,493
2 道路橋りょう費	2,232,314	△86,350	2,145,964	△67,039	△43,400		24,089
3 道路新設改良費	1,274,872	△112,350	1,162,522	△81,339	△55,100		24,089
				25,000	25,000		0
				(国)防災・安全交付金(道路事業)		25,000	
				(市)防災・減災・国土強 靱化緊急対策事業債		25,000	
				△83,856	△61,000		△2,044
				(国)防災・安全交付金(道路事業)		△83,856	
				(市)公共事業等債		△70,000	
				(市)公共事業等債(補正 予算分)		9,000	
				△22,483	△19,100		△4,617
				(国)社会資本整備総合交 付金(道路整備)		△22,483	
				(市)公共事業等債		△90,000	
				(市)公共事業等債(補正 予算分)		70,900	
							0
				(市)自然災害防止事業債		△200	
				(市)緊急自然災害防止対 策事業債		200	

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
		02上村観光施設管理費	3,212
		12 委託料	3,212
		施設管理業務委託料	3,212
14 工事請負費	△15,933	10工業振興一般経費	200
		16次世代を担う産業人材育成事業費	200
18 負担金補助及び交付金	200	18 負担金補助及び交付金	200
		信州大学航空機システム共同研究講座コンソーシアム	200
		広域連合負担金	
		12企業立地費	△15,933
		03産業用地整備事業費	△15,933
		14 工事請負費	△15,933
		産業用地整備工事費	△15,933
12 委託料	△18,000	11道路改良事業費（補助）	△143,100
		06防災・安全交付金事業費（道路整備）	50,000
14 工事請負費	124,800	14 工事請負費	50,000
		道路改良工事費	50,000
16 公有財産購入費	△121,000		
18 負担金補助及び交付金	30,750	11防災・安全交付金事業費（通学路安全対策）	△146,900
		12 委託料	△9,000
		測量調査業務等委託料	△9,000
21 補償補填及び賠償金	△128,900	14 工事請負費	△6,000
		道路改良工事費	△6,000
		16 公有財産購入費	△51,000
		事業用地買収費	△51,000
		21 補償補填及び賠償金	△80,900
		立木建物等補償費	△80,900
		12社会資本整備総合交付金事業費（道路整備）	△46,200
		12 委託料	△9,000
		測量調査業務等委託料	△9,000
		14 工事請負費	80,800
		道路改良工事費	80,800
		16 公有財産購入費	△70,000
		事業用地買収費	△70,000
		21 補償補填及び賠償金	△48,000
		物件移転等補償費	△48,000
		12道路改良事業費（単独）	
		01事務費	
		財源内訳補正	

(款) 8 土木費  
(項) 2 道路橋りょう費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源				
						特定財源							
						国県支出金	地方債	その他					
8	2	3							30,750				
		4 橋りょう維持費	175,743	26,000	201,743	14,300	11,700		0				
						14,300	11,700		0				
							(国)道路メンテナンス事業補助金		14,300				
							(市)公共事業等債(補正予算分)		11,700				
	4 都市計画費			1,902,650	41,839	1,944,489	120	37,400		4,319			
	1	都市計画総務費		14,035	239	14,274	120			119			
								120		119			
								(国)社会資本整備総合交付金(宅地耐震化推進事業)		120			
	3	街路事業費		127,441	41,600	169,041		37,400		4,200			
							37,400		4,200				
						(市)公共事業等債		37,400					
5 住宅費			436,394	△50,978	385,416	△18,763	△32,300		85				
3	住宅建設費		271,460	△50,978	220,482	△18,763	△32,300		85				
							△18,763	△32,300	85				
							(国)社会資本整備総合交付金(地域住宅支援)		△18,763				
						(市)公営住宅建設事業債		△32,300					
9 消防費			1,540,818	10,840	1,551,658			277	10,563				
1	消防費		1,540,818	10,840	1,551,658			277	10,563				
	1	常備消防費				1,002,586	8,849	1,011,435			8,849		
											8,849		
5 災害対策費			279,448	1,991	281,439			277	1,714				

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
		13 国道対策関連道路改良事業費	30,750
		16 県道路事業等負担金	30,750
		18 負担金補助及び交付金	30,750
		県道路事業地元負担金	30,750
12 委託料	20,000	10 橋りょう補修事業費	26,000
		02 道路メンテナンス事業費	26,000
14 工事請負費	6,000	12 委託料	20,000
		詳細調査・実施設計業務委託料	20,000
		14 工事請負費	6,000
		施設改修工事費	6,000
12 委託料	239	10 都市計画総務費	239
		07 土地利用基本方針運用事業費	239
		12 委託料	239
		土地利用基本方針運用業務委託料	239
18 負担金補助及び交付金	41,600	12 街路事業費（単独）	41,600
		02 県街路事業地元負担金	41,600
		18 負担金補助及び交付金	41,600
		県街路事業地元負担金	41,600
14 工事請負費	△44,534	11 公営住宅整備事業費（補助）	△50,978
		02 公営住宅整備事業費（補助）	△50,978
18 負担金補助及び交付金	△6,444	14 工事請負費	△44,534
		西の原団地建設工事費	△30,025
		長野原団地耐震改修工事費	△19,690
		大堤団地耐震改修工事費	5,181
		18 負担金補助及び交付金	△6,444
		公営住宅整備事業入居者移転助成金	△6,444
18 負担金補助及び交付金	8,849	11 水道事業会計負担金	8,849
		01 水道事業会計負担金	8,849
		18 負担金補助及び交付金	8,849
		消火栓設置負担金	5,513
		消火栓維持管理負担金	3,336

(款) 9 消防費  
(項) 1 消防費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
9 1 5							1,714
						277	0
				(寄)災害対策寄附金			277
10 教育費	4,810,877	31,761	4,842,638	9,455			22,306
1 教育総務費	529,309	1,600	530,909				1,600
2 事務局費	513,170	1,600	514,770				1,600
							1,600
2 小学校費	955,348	21,600	976,948	10,800			10,800
2 小学校教育振興費	421,902	21,600	443,502	10,800			10,800
				10,800			10,800
				(国)学校保健特別対策事業費補助金			10,800
3 中学校費	1,092,645	11,250	1,103,895	5,625			5,625
2 中学校教育振興費	328,376	11,250	339,626	5,625			5,625
				5,625			5,625
				(国)学校保健特別対策事業費補助金			5,625
5 社会教育費	1,569,779	△5,026	1,564,753	△6,970			1,944
3 文化財保護費	82,318	459	82,777				459
							459
4 公民館費	582,040	△6,970	575,070	△6,970			0



(単位：千円)

節		説明	金額
区分	金額		
10 需用費	1,707	10災害対策一般経費	1,991
		01災害対策一般経費	1,714
17 備品購入費	284	10 需用費	1,430
		修繕料	1,430
		17 備品購入費	284
		事業用備品購入費	284
		06災害対策備蓄事業費	277
		10 需用費	277
		消耗品費	277
3 職員手当等	1,600	01人件費	1,600
		01人件費	1,600
		3 職員手当等	1,600
		住居手当	500
		児童手当	700
		単身赴任手当	400
10 需用費	12,960	10小学校教育振興一般経費	21,600
		01小学校教育振興事業費	21,600
17 備品購入費	8,640	10 需用費	12,960
		消耗品費	12,960
		17 備品購入費	8,640
		事業用備品購入費	8,640
10 需用費	6,750	10中学校教育振興一般経費	11,250
		01中学校教育振興事業費	11,250
17 備品購入費	4,500	10 需用費	6,750
		消耗品費	6,750
		17 備品購入費	4,500
		事業用備品購入費	4,500
12 委託料	459	10文化財保護費	459
		01文化財管理事業費	459
		12 委託料	459
		登記業務委託料	459

## (款) 10 教育費

## (項) 5 社会教育費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
10 5 4				△6,970			0
				(国)新型コロナウイルス 感染症対応地方創生 臨時交付金		△6,970	
5 図書館費	231,208	1,485	232,693				1,485
							1,485
6 保健体育費	663,796	2,337	666,133				2,337
4 学校給食費	425,823	2,337	428,160				2,337
							2,337
13 諸支出金	211,788	2,303,313	2,515,101		9,200	1,847,076	447,037
1 積立金	211,788	2,303,313	2,515,101		9,200	1,847,076	447,037
1 積立金	211,788	2,303,313	2,515,101		9,200	1,847,076	447,037
							447,037
						1,846,575	0
				(財)公共施設等整備基金 利子		4,947	
				(繰)庁舎建設基金繰入金		1,841,628	
						5,000	0
				(寄)社会体育施設整備寄 附金		5,000	
						448	0
				(寄)社会福祉施設整備基 金寄附金		448	
						△4,947	0
				(財)庁舎建設基金利子		△4,947	

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
18 負担金補助及び交付金	△6,970	11 公民館事業費 02 公民館事業費 18 負担金補助及び交付金 令和2年度成人式の中止に伴うキャンセル料等補助金	△6,970 △6,970 △6,970 △6,970
10 需用費	1,485	10 図書館管理・運営費 01 図書館管理・運営費 10 需用費 修繕料	1,485 1,485 1,485 1,485
10 需用費	2,337	10 学校給食一般経費 03 施設改修費 10 需用費 修繕料	2,337 2,337 2,337 2,337
24 積立金	2,303,313	11 減債基金積立金 01 減債基金積立金 24 積立金 新規積立金  12 公共施設等整備基金積立金 01 公共施設等整備基金積立金 24 積立金 新規積立金 基金利子積立金  13 ふるさと基金積立金 01 ふるさと基金積立金 24 積立金 新規積立金  16 社会福祉施設整備基金積立金 01 社会福祉施設整備基金積立金 24 積立金 新規積立金  17 庁舎建設基金積立金 01 庁舎建設基金積立金 24 積立金 基金利子積立金  25 過疎地域自立促進基金積立金	447,037 447,037 447,037 447,037  1,846,575 1,846,575 1,846,575 1,841,628 4,947  5,000 5,000 5,000 5,000  448 448 448 448  △4,947 △4,947 △4,947 △4,947  9,200

(款) 13 諸支出金  
(項) 1 積立金

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
13	1	1					9,200		0
						(市)過疎対策事業債	9,200		
歳 出 合 計			53,214,982	2,627,130	55,842,112	△44,969	△1,000	1,824,503	848,596



補正予算給与費明細書

2 一般職

(1) 総括

ア 常勤の職員

(単位：千円)

区分	職員数(人)	給与費			共済費	合計
		給料	職員手当	計		
補正後	723	2,738,204	2,240,034	4,978,238	928,859	5,907,097
補正前	723	2,722,204	2,028,234	4,750,438	922,859	5,673,297
比較	0	16,000	211,800	227,800	6,000	233,800

職員手当の内訳	区分	扶養手当	住居手当	通勤手当	時間外勤務手当	退職手当	単身赴任手当
	補正後	78,286	34,933	35,100	306,154	585,031	400
	補正前	78,086	34,433	34,900	296,654	384,031	0
	比較	200	500	200	9,500	201,000	400

イ アに係る給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説明	備考
給料	16,000	その他の増加分	16,000	職員の異動等に係る増加分	
職員手当	211,800	その他の増加分	211,800	職員の異動等に係る増加分 (1) 扶養手当 200 (2) 住居手当 500 (3) 通勤手当 200 (4) 時間外勤務手当 9,500 (5) 退職手当 201,000 (6) 単身赴任手当 400	給与条例第12条～第16条 給与条例第16条の2～第16条の5 給与条例第17条～第18条 給与条例第20条 職員の退職手当に関する条例 給与条例第18条

## ウ 会計年度任用職員

( )内はパートタイム会計年度任用職員(外数)

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費等	合 計
		報酬	給 料	職員手当	計		
補正後	131 ( 685 )	1,133,004	215,277	176,226	1,524,507	246,237	1,770,744
補正前	131 ( 684 )	1,132,868	215,277	176,226	1,524,371	246,237	1,770,608
比 較	0 ( 1 )	136	0	0	136	0	136

## エ ウに係る給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明	備 考
報 酬	136	マイナ ン バー カ ー ド 普 及 促 進 事 業 に よ る 人 員 増	136 パ ー ト タ イ ム 会 計 年 度 任 用 職 員 分	パ ー ト タ イ ム 会 計 年 度 任 用 職 員 数 の 状 況 令 和 4 年 3 月 31 日  685 人

附表2

債務負担行為で翌年度以降にわたるもの  
又は支出額の見込み及び令和3年度以降

事 項		限 度 額	令和3年度以降の支出予定額	
			期 間	金 額
補正前	過年発生土木施設補助災害復旧事業	千円 367,800	年度 3~4	千円 367,800
補正後		435,000	3~5	435,000



についての令和2年度末までの支出額  
の支出予定額等に関する調書補正

左 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
245,322	110,200		12,278
290,145	130,200		14,655

附表3

地方債の令和元年度末における現在高  
令和3年度末における現在高の見込み

区 分	令和3年度中 増減見込み				
	令和3年度中 起債見込額				
	繰越事業費分	補正前の額	補正額	補正後の額	計
	千円	千円	千円	千円	千円
1. 普通債	636,500	3,004,200	△ 1,000	3,003,200	3,639,700
(1) 総務	280,300	336,100	10,100	346,200	626,500
(5) 農林	44,400	120,100	29,500	149,600	194,000
(6) 商工		230,000	△ 2,300	227,700	227,700
(7) 土木	274,600	821,900	△ 6,000	815,900	1,090,500
(8) 公営住宅		134,000	△ 32,300	101,700	101,700
合 計	744,500	5,177,600	△ 1,000	5,176,600	5,921,100

並びに令和2年度末及び  
に関する調書補正

令和3年度末現在高見込額		
補正前の額	補正額	補正後の額
千円	千円	千円
21,044,457	△ 1,000	21,043,457
4,333,268	10,100	4,343,368
1,208,495	29,500	1,237,995
735,892	△ 2,300	733,592
5,674,087	△ 6,000	5,668,087
717,614	△ 32,300	685,314
42,473,982	△ 1,000	42,472,982



## 令和3年度飯田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案

令和3年度飯田市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ373,652千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,525,141千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年2月24日提出

飯田市長 佐藤 健

第1表 歳入歳出予算補正  
事業勘定  
歳入

款	項
1 国民健康保険税	1 国民健康保険税
2 国庫支出金	2 国庫補助金
3 県支出金	1 県負担金・補助金
4 財産収入	1 財産運用収入
5 繰入金	1 他会計繰入金 2 基金繰入金
歳入合計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
1,598,963	161,025	1,759,988
1,598,963	161,025	1,759,988
350	4,826	5,176
350	4,826	5,176
6,699,269	242,791	6,942,060
6,699,269	242,791	6,942,060
1,687	463	2,150
1,687	463	2,150
625,810	△35,453	590,357
543,464	46,893	590,357
82,346	△82,346	0
9,151,489	373,652	9,525,141

歳 出

款	項
2 保険給付費	
	1 療養諸費
	2 高額療養費
3 国民健康保険事業費納付金	
	1 医療給付費分
	2 後期高齢者支援金等分
	3 介護納付金分
6 基金積立金	
	1 基金積立金
歳 出 合 計	



(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
6,590,526	239,573	6,830,099
5,660,614	237,758	5,898,372
870,131	1,815	871,946
2,251,718	0	2,251,718
1,486,626	0	1,486,626
566,091	0	566,091
199,001	0	199,001
1,687	134,079	135,766
1,687	134,079	135,766
9,151,489	373,652	9,525,141



## 事業勘定

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	1,598,963	161,025	1,759,988
2 国庫支出金	350	4,826	5,176
3 県支出金	6,699,269	242,791	6,942,060
4 財産収入	1,687	463	2,150
5 繰入金	625,810	△35,453	590,357
歳入合計	9,151,489	373,652	9,525,141

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費	6,590,526	239,573	6,830,099
3 国民健康保険事業費納付金	2,251,718	0	2,251,718
6 基金積立金	1,687	134,079	135,766
歳出合計	9,151,489	373,652	9,525,141

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
239,573			0
8,044		21,386	△29,430
		463	133,616
247,617		21,849	104,186

# 事業勘定

## 2 歳 入

(款) 1 国民健康保険税

(項) 1 国民健康保険税

款 項 目	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	1,598,963	161,025	1,759,988
1 国民健康保険税	1,598,963	161,025	1,759,988
1 一般被保険者国民健康保険税	1,598,951	161,025	1,759,976
2 国庫支出金	350	4,826	5,176
2 国庫補助金	350	4,826	5,176
7 災害等臨時特例補助金	0	4,826	4,826
3 県支出金	6,699,269	242,791	6,942,060
1 県負担金・補助金	6,699,269	242,791	6,942,060
1 保険給付費等交付金	6,699,269	242,791	6,942,060
4 財産収入	1,687	463	2,150
1 財産運用収入	1,687	463	2,150
2 基金運用収入	1,687	463	2,150
5 繰入金	625,810	△35,453	590,357
1 他会計繰入金	543,464	46,893	590,357
1 一般会計繰入金	543,464	46,893	590,357
2 基金繰入金	82,346	△82,346	0
1 国民健康保険事業基金繰入金	82,346	△82,346	0
歳 入 合 計	9,151,489	373,652	9,525,141

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 医療給付費分現年課税分	104,186	普通徴収分	104,186
2 後期高齢者支援金分現年課税分	47,295	普通徴収分	47,295
3 介護納付金分現年課税分	9,544	普通徴収分	9,544
1 災害等臨時特例補助金	4,826	災害等臨時特例補助金	4,826
1 保険給付費等交付金（普通交付金）	239,573	保険給付費等交付金（普通交付金）	239,573
2 保険給付費等交付金（特別交付金）	3,218	保険給付費等交付金（特別交付金）	3,218
1 基金利子	463	国民健康保険事業基金利子	463
1 保険基盤安定繰入金	46,399	保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）	10,996
		保険基盤安定繰入金（保険者支援分）	35,403
4 財政安定化支援事業繰入金	494	財政安定化支援事業繰入金	494
1 国民健康保険事業基金繰入金	△82,346	国民健康保険事業基金繰入金	△82,346

事業勘定

3 歳 出

(款) 2 保険給付費  
(項) 1 療養諸費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 保険給付費	6,590,526	239,573	6,830,099	239,573			0
1 療養諸費	5,660,614	237,758	5,898,372	237,758			0
1 一般被保険者療養給付費	5,572,386	243,942	5,816,328	243,942			0
				243,942			0
				(県)保険給付費等交付金(普通交付金) 243,942			
2 退職被保険者等療養給付費	120	△120	0	△120			0
				△120			0
				(県)保険給付費等交付金(普通交付金) △120			
3 一般被保険者療養費	69,848	△5,996	63,852	△5,996			0
				△5,996			0
				(県)保険給付費等交付金(普通交付金) △5,996			
4 退職被保険者等療養費	10	△10	0	△10			0
				△10			0
				(県)保険給付費等交付金(普通交付金) △10			
5 審査支払手数料	18,250	△58	18,192	△58			0
				△58			0
				(県)保険給付費等交付金(普通交付金) △58			
2 高額療養費	870,131	1,815	871,946	1,815			0
1 一般被保険者高額療養費	867,559	2,953	870,512	2,953			0
				2,953			0
				(県)保険給付費等交付金(普通交付金) 2,953			
2 退職被保険者等高額療養費	120	△120	0	△120			0
				△120			0
				(県)保険給付費等交付金(普通交付金) △120			
3 一般被保険者高額介護合算療養費	2,442	△1,008	1,434	△1,008			0



(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
18 負担金補助及び交付金	243,942	10一般被保険者療養給付費 243,942 01一般被保険者療養給付費 243,942 18 負担金補助及び交付金 243,942 診療報酬等保険者負担金 243,942
18 負担金補助及び交付金	△120	10退職被保険者等療養給付費 △120 01退職被保険者等療養給付費 △120 18 負担金補助及び交付金 △120 診療報酬等保険者負担金 △120
18 負担金補助及び交付金	△5,996	10一般被保険者療養費 △5,996 01一般被保険者療養費 △5,996 18 負担金補助及び交付金 △5,996 療養費等保険者負担金 △5,996
18 負担金補助及び交付金	△10	10退職被保険者等療養費 △10 01退職被保険者等療養費 △10 18 負担金補助及び交付金 △10 療養費等保険者負担金 △10
11 役務費	△58	10審査支払手数料 △58 01審査支払手数料 △58 11 役務費 △58 手数料 △58
18 負担金補助及び交付金	2,953	10一般被保険者高額療養費 2,953 01一般被保険者高額療養費 2,953 18 負担金補助及び交付金 2,953 高額療養費等保険者負担金 2,953
18 負担金補助及び交付金	△120	10退職被保険者等高額療養費 △120 01退職被保険者等高額療養費 △120 18 負担金補助及び交付金 △120 高額療養費等保険者負担金 △120

(款) 2 保険給付費  
(項) 2 高額療養費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源			
						特定財源						
						国県支出金	地方債	その他				
2	2	3				△1,008			0			
						(県)保険給付費等交付金(普通交付金) △1,008						
		4 退職被保険者高額介護合算療養費				10	△10	0	△10			0
									△10			0
						(県)保険給付費等交付金(普通交付金) △10						
3	国民健康保険事業費納付金		2,251,718	0	2,251,718	8,044		21,386	△29,430			
	1	医療給付費分	1,486,626	0	1,486,626	4,874		△35,451	30,577			
		1 一般被保険者医療給付費分	1,486,624	0	1,486,624	4,874		△35,449	30,575			
						4,874		△35,449	30,575			
						(国)災害等臨時特例補助金 2,924						
						(県)保険給付費等交付金(特別交付金) 1,950						
						(繰)保険基盤安定繰入金(保険税軽減分) 10,996						
						(繰)保険基盤安定繰入金(保険者支援分) 35,403						
						(繰)財政安定化支援事業繰入金 494						
						(繰)国民健康保険事業基金繰入金 △82,342						
		2 退職被保険者等医療給付費分	2	0	2			△2	2			
						△2	2					
						(繰)国民健康保険事業基金繰入金 △2						
2	後期高齢者支援金等分		566,091	0	566,091	2,114		57,893	△60,007			
	1	一般被保険者後期高齢者支援金等分	566,090	0	566,090	2,114		57,894	△60,008			
						2,114		57,894	△60,008			
						(国)普通徴収分 57,894						
						(国)災害等臨時特例補助金 1,268						
						(県)保険給付費等交付金(特別交付金) 846						

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
18 負担金補助及び交付金	△1,008	10一般被保険者高額介護合算療養費 <span style="float:right">△1,008</span> 01一般被保険者高額介護合算療養費 <span style="float:right">△1,008</span> 18 負担金補助及び交付金 <span style="float:right">△1,008</span> 高額介護合算療養費等保険者負担金 <span style="float:right">△1,008</span>
18 負担金補助及び交付金	△10	10退職被保険者高額介護合算療養費 <span style="float:right">△10</span> 01退職被保険者高額介護合算療養費 <span style="float:right">△10</span> 18 負担金補助及び交付金 <span style="float:right">△10</span> 高額介護合算療養費等保険者負担金 <span style="float:right">△10</span>
		10一般被保険者医療給付費分 01一般被保険者医療給付費分 財源内訳補正
		10退職被保険者等医療給付費分 01退職被保険者等医療給付費分 財源内訳補正
		10一般被保険者後期高齢者支援金等分 01一般被保険者後期高齢者支援金等分 財源内訳補正

(款) 3 国民健康保険事業費納付金  
(項) 2 後期高齢者支援金等分

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
3 2 2 退職被保険者等後期高齢者支援金等分	1	0	1			△1	1	
						△1	1	
				(繰)国民健康保険事業基金繰入金			△1	
3 介護納付金分	199,001	0	199,001	1,056		△1,056	0	
1 介護納付金分	199,001	0	199,001	1,056		△1,056	0	
				1,056		△1,056	0	
				(国)普通徴収分			△10,599	
				(国)普通徴収分			9,544	
				(国)災害等臨時特例補助金			634	
				(県)保険給付費等交付金(特別交付金)			422	
				(繰)国民健康保険事業基金繰入金			△1	
6 基金積立金	1,687	134,079	135,766			463	133,616	
1 基金積立金	1,687	134,079	135,766			463	133,616	
1 国民健康保険事業基金積立金	1,687	134,079	135,766			463	133,616	
						463	133,616	
				(財)国民健康保険事業基金利子			463	
歳 出 合 計	9,151,489	373,652	9,525,141	247,617		21,849	104,186	

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		10退職被保険者等後期高齢者支援金等分 01退職被保険者等後期高齢者支援金等分 財源内訳補正
		10介護納付金分 01介護納付金分 財源内訳補正
24 積立金	134,079	10国民健康保険事業基金積立金 134,079 01国民健康保険事業基金積立金 134,079 24 積立金 134,079 新規積立金 133,616 基金利子積立金 463



## 令和3年度飯田市介護保険特別会計補正予算（第2号）案

令和3年度飯田市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ111,808千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,139,879千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年2月24日提出

飯田市長 佐藤 健

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
1 保険料	
	1 介護保険料
2 国庫支出金	
	2 国庫補助金
6 財産収入	
	1 財産運用収入
8 繰越金	
	1 繰越金
歳 入 合 計	



(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
2,382,690	△700	2,381,990
2,382,690	△700	2,381,990
2,954,165	△26,880	2,927,285
954,125	△26,880	927,245
631	569	1,200
631	569	1,200
165,271	138,819	304,090
165,271	138,819	304,090
12,028,071	111,808	12,139,879

歳 出

款	項
2 保険給付費	
	1 介護サービス等諸費
	2 介護予防サービス等諸費
	3 その他諸費
	4 高額介護サービス等費
	5 高額医療合算介護サービス等費
	7 特定入所者介護サービス等費
6 基金積立金	
	1 基金積立金
歳 出 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
11,214,993	0	11,214,993
10,466,165	0	10,466,165
201,058	0	201,058
10,730	0	10,730
231,635	0	231,635
35,929	0	35,929
269,476	0	269,476
34,013	111,808	145,821
34,013	111,808	145,821
12,028,071	111,808	12,139,879



歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 保険料	2,382,690	△700	2,381,990
2 国庫支出金	2,954,165	△26,880	2,927,285
6 財産収入	631	569	1,200
8 繰越金	165,271	138,819	304,090
歳入合計	12,028,071	111,808	12,139,879

(歳出)

款	補正前の額	補 正 額	計
2 保険給付費	11,214,993	0	11,214,993
6 基金積立金	34,013	111,808	145,821
歳 出 合 計	12,028,071	111,808	12,139,879

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源			内 訳
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
△26,880			26,880
		569	111,239
△26,880		569	138,119

## 2 歳 入

(款) 1 保険料

(項) 1 介護保険料

款 項 目	補正前の額	補正額	計
1 保険料	2,382,690	△700	2,381,990
1 介護保険料	2,382,690	△700	2,381,990
1 第1号被保険者保険料	2,382,690	△700	2,381,990
2 国庫支出金	2,954,165	△26,880	2,927,285
2 国庫補助金	954,125	△26,880	927,245
1 財政調整交付金	837,891	△26,880	811,011
6 財産収入	631	569	1,200
1 財産運用収入	631	569	1,200
2 基金運用収入	631	569	1,200
8 繰越金	165,271	138,819	304,090
1 繰越金	165,271	138,819	304,090
1 繰越金	165,271	138,819	304,090
歳 入 合 計	12,028,071	111,808	12,139,879



(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 現年度分特別徴収保険料	△700	現年度分特別徴収保険料 △700
1 現年度分調整交付金	△26,880	現年度分普通調整交付金 △27,580 現年度分特別調整交付金 700
1 基金利子	569	介護給付費準備基金利子 569
2 純繰越金	138,819	純繰越金 138,819

### 3 歳 出

(款) 2 保険給付費

(項) 1 介護サービス等諸費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源
				特 定 財 源			
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 保険給付費	11,214,993	0	11,214,993	△26,880			26,880
1 介護サービス等諸費	10,466,165	0	10,466,165	△25,086			25,086
1 介護サービス等諸費	10,466,165	0	10,466,165	△25,086			25,086
				△9,027			9,027
				(国)現年度分普通調整交付金		△9,262	
				(国)現年度分特別調整交付金		235	
				△28			28
				(国)現年度分普通調整交付金		△29	
				(国)現年度分特別調整交付金		1	
				△4,197			4,197
				(国)現年度分普通調整交付金		△4,306	
				(国)現年度分特別調整交付金		109	
				△10,543			10,543
				(国)現年度分普通調整交付金		△10,817	
				(国)現年度分特別調整交付金		274	
				△27			27
				(国)現年度分普通調整交付金		△28	
				(国)現年度分特別調整交付金		1	
				△53			53
				(国)現年度分普通調整交付金		△54	
				(国)現年度分特別調整交付金		1	
				△1,211			1,211
				(国)現年度分普通調整交付金		△1,243	
				(国)現年度分特別調整交付金		32	
2 介護予防サービス等諸費	201,058	0	201,058	△481			481

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		11居宅介護サービス給付費 01居宅介護サービス給付費 財源内訳補正
		12特例居宅介護サービス給付費 01特例居宅介護サービス給付費 財源内訳補正
		13地域密着型介護サービス給付費 01地域密着型介護サービス給付費 財源内訳補正
		15施設介護サービス給付費 01施設介護サービス給付費 財源内訳補正
		17居宅介護福祉用具購入費 01居宅介護福祉用具購入費 財源内訳補正
		18居宅介護住宅改修費 01居宅介護住宅改修費 財源内訳補正
		19居宅介護サービス計画給付費 01居宅介護サービス計画給付費 財源内訳補正

(款) 2 保険給付費

(項) 2 介護予防サービス等諸費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
						特定財源			
						国県支出金	地方債	その他	
2	2	1 介護予防サービス等諸費	201,058	0	201,058	△481			481
						△332			332
						(国)現年度分普通調整交付金		△341	
						(国)現年度分特別調整交付金		9	
						△18			18
						(国)現年度分普通調整交付金		△18	
						△12			12
						(国)現年度分普通調整交付金		△12	
△24			24						
(国)現年度分普通調整交付金		△25							
(国)現年度分特別調整交付金		1							
△95			95						
(国)現年度分普通調整交付金		△98							
(国)現年度分特別調整交付金		3							
3		その他諸費	10,730	0	10,730	△25			25
		1 審査支払手数料	10,730	0	10,730	△25			25
						△25			25
						(国)現年度分普通調整交付金		△26	
						(国)現年度分特別調整交付金		1	
4		高額介護サービス等費	231,635	0	231,635	△556			556
		1 高額介護サービス費	231,485	0	231,485	△556			556
						△556			556
						(国)現年度分普通調整交付金		△570	
						(国)現年度分特別調整交付金		14	
5		高額医療合算介護サービス等費	35,929	0	35,929	△86			86

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		11介護予防サービス給付費 01介護予防サービス給付費 財源内訳補正
		13地域密着型介護予防サービス給付費 01地域密着型介護予防サービス給付費 財源内訳補正
		15介護予防福祉用具購入費 01介護予防福祉用具購入費 財源内訳補正
		16介護予防住宅改修費 01介護予防住宅改修費 財源内訳補正
		17介護予防サービス計画給付費 01介護予防サービス計画給付費 財源内訳補正
		10審査支払手数料 01審査支払手数料 財源内訳補正
		10高額介護サービス費 01高額介護サービス費 財源内訳補正

(款) 2 保険給付費

(項) 5 高額医療合算介護サービス等費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
						特定財源			
						国県支出金	地方債	その他	
2	5	1 高額医療合算介護サービス費	35,879	0	35,879	△86			86
						△86			86
						(国)現年度分普通調整交付金	△88		
						(国)現年度分特別調整交付金	2		
	7	特定入所者介護サービス等費	269,476	0	269,476	△646			646
	1	特定入所者介護サービス等費	269,476	0	269,476	△646			646
△643								643	
						(国)現年度分普通調整交付金	△660		
						(国)現年度分特別調整交付金	17		
						△2			2
						(国)現年度分普通調整交付金	△2		
						△1			1
						(国)現年度分普通調整交付金	△1		
6	基金積立金		34,013	111,808	145,821			569	111,239
	1	基金積立金	34,013	111,808	145,821			569	111,239
	1	積立金	34,013	111,808	145,821			569	111,239
								569	111,239
						(財)介護給付費準備基金 利子	569		
歳出合計			12,028,071	111,808	12,139,879	△26,880		569	138,119

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
		10高額医療合算介護サービス費 01高額医療合算介護サービス費 財源内訳補正	
		11特定入所者介護サービス費 01特定入所者介護サービス費 財源内訳補正	
		12特例特定入所者介護サービス費 01特例特定入所者介護サービス費 財源内訳補正	
		13特定入所者介護予防サービス費 01特定入所者介護予防サービス費 財源内訳補正	
24 積立金	111,808	10介護給付費準備基金積立金 01介護給付費準備基金積立金 24 積立金 新規積立金 基金利子積立金	111,808 111,808 111,808 111,239 569





令和3年度飯田市病院事業会計補正予算（第3号）案

第1条 令和3年度飯田市病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和3年度飯田市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 病院事業収益	13,890,414千円	341,627千円	14,232,041千円
第1項 医業収益	12,688,000千円	△106千円	12,687,894千円
第2項 医業外収益	1,202,414千円	341,733千円	1,544,147千円
	支	出	
第1款 病院事業費用	14,234,000千円	281,800千円	14,515,800千円
第1項 医業費用	14,069,000千円	277,000千円	14,346,000千円
第2項 医業外費用	165,000千円	4,800千円	169,800千円

第3条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「832,019千円」を「845,345千円」に、過年度分損益勘定留保資金「832,019千円」を「845,345千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	1,550,759千円	△13,241千円	1,537,518千円
第2項 出資金	335,100千円	△13,400千円	321,700千円
第3項 補助金	64,159千円	159千円	64,318千円
	支	出	
第1款 資本的支出	2,382,778千円	85千円	2,382,863千円
第2項 企業債償還金	1,102,112千円	85千円	1,102,197千円

令和4年2月24日提出

飯田市長 佐藤 健

令和3年度飯田市病院事業会計補正予算（第3号）実施計画

収益的収入及び支出  
収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 病院事業収益			千円 13,890,414	千円 341,627	千円 14,232,041	
	1 医業収益		12,688,000	△ 106	12,687,894	
		3 その他医業収益	790,000	△ 106	789,894	
	2 医業外収益		1,202,414	341,733	1,544,147	
		2 他会計負担金	406,012	34,886	440,898	
		4 他会計補助金	290,995	35,342	326,337	
		6 県補助金	326,414	259,505	585,919	
		9 その他医業外収益	47,000	12,000	59,000	

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 病院事業費用			千円 14,234,000	千円 281,800	千円 14,515,800	
	1 医業費用		14,069,000	277,000	14,346,000	
		2 材料費	3,030,000	265,000	3,295,000	
		3 経費	1,837,000	12,000	1,849,000	
	2 医業外費用		165,000	4,800	169,800	
		4 消費税	26,800	4,800	31,600	

資本的収入及び支出  
収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的収入			千円 1,550,759	千円 △ 13,241	千円 1,537,518	
	2 出資金		335,100	△ 13,400	321,700	
		1 出資金	335,100	△ 13,400	321,700	
	3 補助金		64,159	159	64,318	
		1 国庫補助金	0	159	159	

## 支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本の支出			千円 2,382,778	千円 85	千円 2,382,863	
	2 企業債償還金		1,102,112	85	1,102,197	
		1 企業債償還金		1,102,112	85	1,102,197

令和3年度飯田市病院事業会計補正予算（第3号）予定キャッシュ・フロー計算書

（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）

区 分	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	△ 491,586	59,827	△ 431,759
未払金の増減額	166,824	14,270	181,094
小計	948,774	74,097	1,022,871
業務活動によるキャッシュ・フロー	910,774	74,097	984,871
2 投資活動によるキャッシュ・フロー			
国庫補助金による収入	0	159	159
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,153,580	159	△ 1,153,421
3 財務活動によるキャッシュ・フロー			
企業債の償還による支出	△ 1,102,112	△ 85	△ 1,102,197
他会計からの出資による収入	335,100	△ 13,400	321,700
財務活動によるキャッシュ・フロー	384,488	△ 13,485	371,003
資金増減額	141,682	60,771	202,453
資金期末残高	4,046,110	60,771	4,106,881

## 令和3年度飯田市各財産区会計補正予算（第2号）案

令和3年度飯田市の各財産区会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ271千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67,110千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年2月24日提出

飯田市長 佐藤 健

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
2 財産収入	3 財産売却収入
歳入合計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
12,125	271	12,396
350	271	621
66,839	271	67,110

歳 出

款	項
2 諸支出金	1 交付金
歳 出 合 計	



(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
7,252	271	7,523
7,252	271	7,523
66,839	271	67,110



歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 財産収入	12,125	271	12,396
歳入合計	66,839	271	67,110

(歳出)

款	補正前の額	補 正 額	計
2 諸支出金	7,252	271	7,523
歳 出 合 計	66,839	271	67,110

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
			271
			271

## 2 歳 入

(款) 2 財産収入

(項) 3 財産売払収入

款 項 目	補正前の額	補正額	計
2 財産収入	12,125	271	12,396
3 財産売払収入	350	271	621
2 土地売払収入	0	271	271
歳 入 合 計	66,839	271	67,110

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
20 時又財産区	271	土地売却収入 271

### 3 歳 出

(款) 2 諸支出金  
(項) 1 交付金

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 諸支出金	7,252	271	7,523				271
1 交付金	7,252	271	7,523				271
20 時又財産区	0	271	271				271
							271
歳 出 合 計	66,839	271	67,110				271



(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
18 負担金補助及び交付金	271	10交付金 271 01交付金 271 18 負担金補助及び交付金 271 財産区事業交付金 271